

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第九章 平和擁護運動

第八節 第二回平和擁護世界大会

第二回平和擁護世界大会は十一月一六日から二二日までポーランドのワルソーでひらかれた。大会は十一月一三日から一九日までイギリスのシェフィールドでひらかれる予定であったが、イギリス政府は多くの大会代表の入国を許さなかったのである。

ワルソーの労働者は三日間で会場を建設し、大デモンストレーションで世界大会代表を歓迎した。大会には日本を除く八〇カ国の代表二、〇六五名が出席した。

委員長ジョリオ・キュリーの一般報告につづいて、イタリア社会党主ピエトロ・ネンニ、イギリス保守党員ウッダード、フランスの元大臣ピエール・コット、アメリカ代表ウプハウス牧師、イギリスのカンタベリー僧正ジョンソンなどが演説した。

大会の最終日、ピエトロ・ネンニは「世界諸民族への宣言」と「国連にあてた提案」の二つの主要な決議案を大会に上程した。この決議案の票決は、賛成一、七五〇、反対三、棄権二であった。

最後に世界平和運動を指導する世界平和評議会の選挙があり、八二カ国を代表する二三五人が評議員になった。

翌二三日、世界平和評議会の書記局がえられ、ジョリオ・キュリーが評議会議長になった。

世界諸民族への宣言(全文)

戦争は人類一子供、男女をおびやかしている。国連は平和と静穏を維持するという人民の希望を正当化していない。人民の生命と人類の業績は危険にさらされている。国連は第二次大戦後、自由、平和、各国間の相互尊重を確保するためにつくられたが、人民は国連が決然とこれらの原則に立ちかえることを希望している。しかしよりそう世界の人民はかれら自身、かれらの決意と善意を信頼している。「戦争は不可避だ」と主張するものは人類を中傷するものであることは、すべての思慮ある人々にとって明確である。

諸君！ワルソー第二回平和擁護世界大会で、八〇カ国の代表によって可決されたこのメッセージを読み、平和をまもる闘争は諸君自身の死活にかんする任務であることを銘記せよ。数億の平和戦士がともに団結して諸君に手をさしのべていることを認識せよ。かれらは、これまで人類が闘ったもっとも崇高な闘争に参加するよう諸君によびかけているのだ。

平和は待たるべきものではない。平和は獲得さるべきものである。われわれはともに努力し、今日朝鮮を荒廃させ、明日には全世界への放火でおびやかす戦争の中止を要求しよう。ドイツと日本でふたたび戦争を放火せんとする企図に反対しよう。

ストックホルム・アピールの署名者五億の人民とともに、われわれは原子兵器の禁止、一般軍備縮小、ならびにこれらの措置の管理を要求しよう。一般軍備縮小と原子兵器の絶滅は技術的に可能である。ただこれをのぞみさえすればよいのだ。

戦争宣伝を犯罪とする法律を採択させよう。第二回平和擁護世界大会で可決された平和擁護のわれわれの提案をわれわれ議会の議員、政府、国連に提出しよう。五大国代表会議開催を要求するための各国の平和勢力は十分強大であり世界の人民の声は十分力強くびひき渡っている。

第二回平和擁護世界大会は、地球のすみずみから集ってきた人民が異なる見解をもつにもかかわらず、戦争の危険を避け平和を維持するためには、意見を一致させることをこれまでにない力で立証している。われわれは諸政府にもこれと同様のことをさせ平和の目的をまもろう。

国連にあてた提案(全文)

世界の人民は国連を創立しこれに大きな希望をかけた。この希望のなかでも最大のものは平和にたいする希望である。しかしながらいまや、戦争はすでに幾つかの人民の平和な生活を破壊し、さらに全人民の平和な生活を破壊せんとしている。もし国連が—これに代表を出している国およびまだ代表を出していない国をもふくめて—世界の全人民がかけた大きな希望を正当化していないならば、またもし国連が人類にたいし静穏と平和を保証していないならば、それは国連が普遍的平和に向っての唯一つの可能な道すなわち一般的協定の追求を無視する勢力の影響下におちこんだからにほかならない。もし国連が、人類がこれにいまだにかけている希望を正当化せんと希望するならば、国連は創立の日から人民がこれに示している道にかえらねばならない。国連はこの道の第一歩として、現存する喰い違いを討議しこれを平和的に解決するためにアメリカ、フランス、ソ連、イギリス、中華人民共和国の五大国会議のできるかぎりの早期召集を保証せねばならない。

八〇カ国の代表から成り平和を愛する人類の眞の声を代表している第二回世界平和擁護大会は、国連ならびに各国の立法機関が、平和の回復と維持、社会制度のいかに問わない各国間における信頼の回復と維持を目的としているつぎの提案を即時考慮するよう要求する。

一、われわれは朝鮮でいま行われている戦争が朝鮮人民に計り知れない不幸をもたらしているのみならず新しい世界戦争に発展する脅威をはらんでいる点を重視し、この戦争の終結、外国軍隊の朝鮮撤退、朝鮮人民の代表が参加しての南北朝鮮の国内紛争の平和的解決を主張する。

われわれはこの問題が中華人民共和国の代表をふくむ完全な構成をもつ安保理事会で解決されるべきことを主張する。われわれは中国の島嶼である台湾にたいする米国軍隊の干渉、ならびにこれまた世界戦争の危機をはらんでいるヴェトナム共和国にたいする戦争行為を中止するよう訴える。

二、われわれはドイツと日本の再軍備を禁止する国際協定を侵犯して実行されている一切の企図と措置とをだんこ非難する。これらの企図と措置は平和にたいする重大な脅威である。われわれは統一、非武装ドイツならびに日本との講和条約の締結およびこの

両国からの占領軍の撤退を要求する。

三、われわれは強制的に人民を従属ないし植民地的抑圧の状態におこうとする企図を平和にたいする脅威とみなし、これらの人民の自由と独立の権利を宣言する。またあらゆる形式の民族的差別待遇は人民のあいだに敵意をつくり出しこれもまた平和を脅威するが故に、われわれはこれに反対する。

四、われわれは侵略の概念そのものを混乱させ、これによって他国の国内問題にたいする外国の干渉の素地をつくろうとする侵略者の企図をバクロすることが必要であると考え。いかなる政治的、戦略的、経済的考慮も、またある国の国内情勢あるいは国内紛争にむすびつけない動機も、さらにある国の情勢がいかにあろうとも、それはいかなる国にたいする武力干渉をも正当化するものではない。いかなる口実があろうとも、他国にたいし最初に武力を使用せんとする国家の犯罪的行為こそ侵略である。

五、われわれは、新しい戦争の宣伝が平和、人民の完全な協力にたいする最大の脅威であり人類にたいするもっとも悲しむべき犯罪の一つであると考え。したがってわれわれは各国議会にたいし、平和をまもり、かついかなる形式をとろうとも新しい戦争の宣伝を犯罪となす法律を採択するよう呼びかける。

六、すべての正直な人民はその政見のいかんにかかわらず一般市民の無慈悲な大量せん滅を人類にたいする犯罪であると考えている。われわれは国際的な権威ある委員会が朝鮮において犯された犯罪を調査することを要求する。

七、われわれは軍事予算の重い負担をおっている人民の死活の要求を表明しかつ全人類のための安定、恒久平和を確保することを希望し、国連、議会、人民にたいしつぎの提案を提出する。

あらゆる型の原子、細菌、化学兵器、毒ガス、放射性能、その他の大量せん滅のための手段の無条件禁止、最初にこれを使用せる政府を戦争犯罪人として宣言すること。

平和擁護世界大会は人民にたいする責任を自覚し、ここに大国にたいし厳粛なアピールを発し、大国が一九五〇—二一年中にあらゆる兵力—陸、空、海軍—を三分の一ないし二分の一の範囲に漸進的、同時的、比例的に削減することを提案する。かかる措置は必ずや軍備競争を制限し、侵略の危険を減少せしめ、あらゆる人民層に負担をかけている各国の軍事予算を削減せしめるのに役立ち、さらにまた国際的信頼の回復と制度のいかんにかかわらずあらゆる国家間の必要な一致をもたらすのを促進するであろう。

大会は原子兵器その他の大量せん滅兵器の禁止ならびに軍備協定、軍備縮小にたいする管理が技術的に実現されうると宣言する。このため権威ある検査を実施する国際機関が安保理事会の下に設立されるべきである。この機関の任務は軍備縮小、原子、細菌、化学、その他の型の大量せん滅兵器の禁止の実施を管理することにある。この機関は有効な管理を行うために各国によって宣言された兵力、現存軍備、兵器生産を管理するだけでなく、国際管理委員会の要請にもとずきすでに発表されたものに加えてこんご設定される兵力、現存軍備、兵器生産を検査すべきである。軍備縮小にかんするこれらの提案は、平和戦士の終局の目標である普遍的かつ完全な軍備撤廃に向って

の第一歩となるものである。

第二回平和擁護世界大会は軍備競争を通じての勢力均衡を求めることによって平和を保証することは不可能であるとの確信を表明し、大会が提案する措置こそいづれにたいてもいかなる軍事的利益をもあたえず、必ずや戦争を回避し、安全を保証し、世界全人民の福祉を向上せしめるものと確信する。

八、われわれは多数諸国における戦争経済の軌道への切りかえが経済関係、各国間の原料資材ならびに製造商品の交換を混乱せしめ、多数人民の生活水準に悲惨な影響をあたえ、経済の進歩と各国間の積極的協力をさまたげ、けっきょくは平和の脅威である紛争の源泉となっている事実について注意を喚起する。われわれは万国人民の死活の利益から出発し、かつ国際情勢の改善のために努力し、人民の必要を満足せしめる互恵関係にたち、いかなる形式の経済的差別待遇をも排除し、国民経済の発展と大小国家の経済的発展を保証する各国間における正常なる貿易関係を回復するよう提案する。

九、われわれは各国人民の間の文化関係を過少評価することが不一致、相互理解の喪失をひきおこし相互不信の状態をつくり戦争宣伝を有利ならしめるものと信ずるとともに、他面、各国人民間の文化関係を強化することが信頼のための条件をつくることを確信するがゆえに、万国政府にたいし各国人民の文化の改善と人民の文化財の研究を促進するよう訴える。

われわれは、指導的文化人の国際会議の組織、他国訪問の交換、大規模な出版ならびにその芸術の研究を促進するよう提案する。

一〇、われわれは国連にたいして人民がこれにかけている希望を正当化するようよびかけ、国連加盟国の代表、さらにいまなお従属国であり植民地である各国の人民代表をもふくむ世界平和評議会を設立せんとするものである。世界平和評議会は万国間の平和的協力を強化し発展させる義務を完遂するよう国連に訴えるであろう。

世界平和評議会はすべての人民の生活の利益と合致する安定と恒久平和を確保するという崇高な任務を負い、絶対に過少評価しえない。現在の困難にもかかわらずその使命を完遂する確信を人類につたえんとするものである。

なお、日本代表は三三名がさきの日本平和擁護全国会議で選任されていたが、渡航許可がでず、ついに世界大会へ参加することはできなかった。そこで平和擁護日本委員会は、世界大会に呼応して一二月四日から一〇日まで平和擁護週間を催したのである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

